

## 日本ウマ科学会役員及び評議員候補者選考委員会規程

[制 定 2012年12月3日]

第1条 この規程は、日本ウマ科学会会則第12条及び第17条並びに日本ウマ科学会会則施行規程第4条の規定により設ける。

第2条 日本ウマ科学会役員及び評議員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）は、会長、副会長及び常任理事をもって組織する。

2. 選考委員会の委員長は、委員の互選による。

第3条 選考委員会は、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の任期終了2ヶ月前までに開催し、次期役員等の候補者を選出する。

2. 役員等の補充が必要になった場合には、選考委員会を臨時に開催することができる。

第4条 会長は、選考委員会の選考結果について理事会に諮る。

第5条 この規程の改正は、庶務担当常任理事の提案に基づき、常任理事会の議を経て行う。

（附則）

本規程は、2012年12月3日から施行し、日本ウマ科学会役員選考委員会規程[1995年2月20日制定]は廃止する。